

計画作成参画者の要件

1 技術的観点から検討を行う事項等

(1) 前回提示した論点

(第2回会合における対策の見直しに関する論点案)

(石綿含有保温材等の除去作業等を作業届から) 計画届に変更する場合には、併せて、望ましい計画届の作成に参画する者を示し適切な隔離措置等の徹底を図ってはどうか。

2 論点

隔離を行う石綿作業現場では様々な措置(参考資料8)を講じる必要があるが、作業計画(施工計画)については、どのような知識・経験が求められるか。

(例)

- ・労働衛生に関する知識
- ・石綿含有建材の除去方法や使用箇所に関する知識
- ・建築物(建築空間など)に関する知識
- ・集じん・排気装置に関する知識

(参考) 安衛法第88条第4項に規定する計画作成参画者(参考資料9)については、直接その計画を作成する者のほか、最終的に計画を安全衛生面から点検する者も含まれるとされている。また、必ずしも事業者には雇用されている者に限らないとされている。(昭和55年11月25日基発第647号)